

農林水第1374号
6年 12月 4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

魚津市長 村椿 晃

市町村名 (市町村コード)	魚津市 (16204)
地域名 (地域内農業集落 名)	下中島地区 (旧魚津町、住吉、三ヶ、川縁、慶野、宮津)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 25 日 (第 2 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域内では担い手に対する農用地の集積が進んでいるため、現状を維持していく。
- ・営農組合では企業の定年延長などにより新たな人材が加入しないことなどから、組合員の高齢化が進んでいる。
- ・新たな従事者として、後継者の育成・確保に努める。
- ・一部地域では法面が広いため、草刈り作業が大変である。
- ・農地の保全管理に対し、地域住民への理解・協力を周知していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、経営体ごとの集約化を図るとともに、地域の特産物であるネギや小松菜など園芸品目の維持・拡大に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	172.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	172.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域内では担い手を中心に集積が進んでいるため、所有者の意向に配慮しながら集約化に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内では基盤整備事業はほぼ終了しており、農用地は大区画化されているが、今後、農用地を維持していくうえで必要に応じて検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市及びJAと連携しながら、地域農業を支えていくため、後継者の育成・確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、魚津市農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

③スマート農業については、大区画化された農用地での導入効果や費用対効果などの検証を行い、導入の検討を図っていく。